**建築士法第22条の３の３の規定に基づき**

**契約の当事者が相互に交付する書面**

印　紙

委託者 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　及び

受託者 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　は、

下記の業務の契約締結に際して、建築士法第22条の３の３の定めにより、本書面を相互に交付する。

件　　名

１．対象となる建築物の概要　（施行規則第17条の38第３号）

建 設 地

主要用途

工事種別

規 模 等

２．業務の実施期間（施行規則第17条の38第７号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日

３．業務委託の種類、内容及び実施方法（施行規則第17条の38第８号）

上記建築物の 設計業務　監理業務 のうち下記の（建築　構造　設備）に関する業務

４．設計業務において、作成する成果図書（法第22条の３の３第１項第１号）

５．監理業務において、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施状況に関する報告の方法

(法第22条の３の３第１項第２号)

(1)工事と設計図書との照合の方法

(2)工事監理の実施状況に関する報告の方法

６．設計又は工事監理に従事することとなる受託者登録の建築士事務所所属の建築士・建築設備士

（法第22条の３の３第１項第３号、施行規則第17条の38第４号及び第５号）

|  |  |
| --- | --- |
| ①設計業務に従事することとなる  建築士※・建築設備士 | ②工事監理業務に従事することとなる  建築士・建築設備士 |
| 【氏名】：  【資格】（　　　　）建築士　【登録番号】（　　　　　　　　　　）  （建築設備の設計に関し意見を聴く者）  【氏名】：  【資格】建築設備士　【登録番号】（　　　　　　　　　　　　） | 【氏名】：  【資格】（　　　　）建築士　【登録番号】　（　　　　　　　　　）  （建築設備の工事監理に関し意見を聴く者）  【氏名】：  【資格】建築設備士　【登録番号】（　　　　　　　　　　　　） |

※設計に従事することとなる建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその旨の記載が必要です。

７．設計又は工事監理の一部の委託先(協力建築士事務所) （施行規則第17条の38第６号）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 一部を委託する  業務の概要 | 委託先の建築士事務所の名称及び所在地並びに区分（一級、二級、木造） | 開設者の氏名又は法人名称  （開設者が法人の場合は  　法人名称及び代表者の氏名） |
|  | 名称：  所在地：  区分(一級、二級、木造)：（　　　）建築士事務所 |  |
|  | 名称：  所在地：  区分(一級、二級、木造)：（　　　）建築士事務所 |  |

８．業務報酬の額及び支払の時期（法第22条の３の３第１項第４号）

報酬額（内取引に係る消費税及び地方消費税の額）

業務報酬の合計金額 　　　　　　　　　　　　　　￥　　　　　　　　 （￥　　　　　　　　）

支払の時期　　　　　　　　　　　　　　　　　　 支払額（内取引に係る消費税及び地方消費税の額）

　　　　　　　　　　（ 　　　　年　 月　 日）　￥　　　　　　　　 （￥　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　（ 　　　　年　 月　 日）　￥　　　　　　　　 （￥　　　　　　　　）

９．契約の解除に関する事項（法第22条の３の３第１項第５号）

以下の(1)又は(2)による。（としたものを契約の解除に関する事項とする。）

 (1)次の①及び②による。

①解除権の行使

委託者又は受託者は、次の一に該当するときは、相手方に書面をもって通知してこの契約の全部又は一部を解除することができる。

・受託者の責めに帰すべき事由により、履行期限内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

・委託者又は受託者の責めに帰すべき事由により、委託者又は受託者がこの契約に違反し、相手方が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。

・上記のほか、委託者又は受託者の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。

②解除の効果

契約解除の場合、解除後の取り扱いについては、次のとおりとする。

・委託者は、契約解除のときまでに受託者から交付されている成果物及び未完了の成果物がある場合、これを利用することができる。

・受託者は、委託者に対し、契約が解除されるまでの間、債務の本旨に従って履行した受託業務の割合に応じた業務報酬の支払いを請求することができる。

・契約の解除に伴い、委託者又は受託者は、損害を受けているときは、その賠償を相手方に請求することができる。ただし未完了の成果物について、かしがある場合といえども、委託者は追完及び損害の賠償を受託者に請求することができない。

 (2)解除に関する条項

10．特約事項

11．その他の事項

　本書に定めのない事項は、必要に応じて委託者と受託者が協議して定める。

|  |
| --- |
| 受託者の建築士事務所登録に関する事項  （法第22条の３の３第１項第６号、施行規則第17条の38第１号及び第２号）  建築士事務所の名称  所在地  区分(一級、二級、木造)　(　　　)建築士事務所　(　　　　　)知事登録第　　　　　　　号  開設者の氏名又は名称  （開設者が法人の場合は  その代表者の氏名） |

　　　　　　年　　　月　　　日

　　委託者　　住所又は所在地

　　　　　　　氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　受託者　　住所又は所在地

　　　　　　　氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印